

答申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分（令和3年5月17日付け農総技第31号。以下「本件処分」という。）を取り消し、令和2年5月26日付けで富山県総合県税事務所に提出した誓約書については開示することが妥当であるため、改めて開示等の決定をすべきである。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和3年4月19日付けで、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

〔 畜産研究所が申請した軽油免税制度の申請に関わる一切の資料 〕

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第11条第1項の規定により本件処分を行った。

ア 特定した公文書

畜産研究所が保有する以下の公文書

(ア) 免税軽油使用者証交付申請書

(イ) 誓約書（令和3年2月1日付け）

(ウ) 免税軽油使用者証（有効期間：平成30年4月1日から平成33年3月31日）

(エ) 免税証交付申請書（所要数量計算期間：令和3年4月1日から令和3年12月31日）

(オ) 免税証交付申請書（所要数量計算期間：令和3年1月1日から令和3年3月31日）

(カ) 免税軽油使用者証等返納書

(キ) 免税軽油の引取り等に係る報告書

(ク) 標識交付証明書（免税軽油を使用する車両分）

イ 開示をしない部分及び理由

納品書中の担当者名は、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年5月27日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び審査会での意見陳述等によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

本件開示請求の対象公文書の一部が開示されていないため、開示を求める。

2 理由

(1) 令和3年3月31日以前の申請に関する書類について

令和3年4月1日に受理された免税軽油使用者証交付申請書のみ開示されたが、令和3年4月1日より前に使用している軽油免税制度を利用するための申請にかかわる資料が開示されないのは不自然である。

また、令和2年2月以降に発覚した軽油免税制度申請に必要な誓約書が提出されていないにもかかわらず認可したことにより、当該制度を所管する総務省から富山県に対し指摘されている。その後、富山県が不足していた誓約書を提出したと総務省に報告したことを、審査請求人は総務省から報告を受けた。このときに提出した誓約書は、保存期間が1年であっても所有されていなければならない。

公文書の保存期間に関して、弁明書では、畜産研究所では、免税軽油使用者証交付申請書、誓約書、免税証交付申請書、免税軽油使用者証等返納書及び免税軽油の引取り等に係る報告書（以下「申請書類等」という。）について、富山県文書管理規程（昭和62年富山県訓令第4号。以下「管理規程」という。）第48条第3項の規定により、文書保存期間を1年としているとされているが、根拠として提示された管理規程第48条第3項は、調査票、届出書等一定の条件を満たしたもののみ原則として1年と定めているものであるから、どのような理由で保存期間を1年と決定できるのか、理解できない。

また、保存期間を1年と決定した場合であっても、管理規程第48条第3項の「印刷物」とは、調査票、届出書等の書式（テンプレート等）の資料を指すものであり、印刷物に記入された時点で保存期間が定められるものである。これは、保存しなければならない資料を管理規程に従わずに廃棄している可能性がある。

(2) 公文書の特定について

「免税申請書」が富山県に存在しないのか、それとも畜産研究所に存在しないのか明確にすべきである。再弁明書では、畜産研究所が保有する資料の開示を行ったとされているが、なぜ畜産研究所が所有する資料という限定に至ったのか理解できない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取によれば、概ね次のとおりである。

1 令和3年3月31日以前の未開示の申請書類等について

畜産研究所では、申請書類等について、管理規程第48条第3項の規定により、文書保存期間を1年としているため、令和3年3月31日以前の軽油免税制度を利用するための申請は令和元年度以前に行っており、既に文書保存期間を満了していることから、該当の公文書は廃棄済であり、不存在である。

ただし、免税軽油使用者証交付申請の際に不備であった誓約書（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第43条の15第1項の規定により申請書に添付することとされている。）については、令和2年5月26日付けで富山県総合県税事務所（以下「県税事務所」という。）

に提出している。当該誓約書は、文書保存期間内であるため、審査会の判断を踏まえて、今後の対応を決定する。

2 公文書の特定について

審査請求人は、「免税申請書」が富山県に存在しないのか、それとも畜産研究所に存在しないのか明確にすべきと主張するが、審査請求人からの本件開示請求書には、「畜産研究所が申請した軽油免税制度の申請に関わる一切の資料」と記載されていたことから、請求どおり、畜産研究所が保有している資料の開示を行ったものである。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

本件審査請求については、令和3年3月31日以前の未開示の申請書類等の有無及び公文書の特定が争点となっている。

(1) 令和3年3月31日以前の未開示の申請書類等について

ア 管理規程について

公文書の保存期間等について、管理規程において次のとおり規定されている。

(ア) 保存期間の種別について、「公文書の保存期間は、永久、10年、5年、3年及び1年とする」こと（第47条）。

(イ) 「保存期間の基準は、法令等に定めのあるものを除き、別表第3に定めるとおりとし（第48条第1項）、第1項の規定にかかわらず、調査票、届出書等でその内容が印刷物として作成され、又は台帳等に記載されたものの保存期間の基準は、法令等に定めのあるもの又は事務の処理若しくは事業の実施に参考として利用するものを除き、原則として1年とする」こと（同条第3項）。

(ウ) 「室課又は出先機関の長は、当該室課又は出先機関の公文書について前条の保存期間の基準に基づき、公文書の分類ごとにあらかじめ公文書の保存期間を定め」ること（第49条）。

(エ) 「公文書の保存期間は、完結の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算する」こと（第51条）。

イ 申請書類等について

これらの規定に基づき、農林水産総合技術センターにおいては、申請書類等については、軽油引取税免税証の発行のために提出する「届出書等」であり、その内容が軽油引取税免税証という「印刷物」として作成されるものであるから、保存期間を1年と定めているものである。

本件開示請求で非開示とした申請書類等は、税務関係書類であり、税法上の時効との関連性を考慮すれば、本来ならば保存期間は5年とすべきであり、管理規程の規定の解釈上も5年とすることは可能であるところ、農林水産総合技術センターでは保存期間を1年としていたため、既に廃棄されてしまったものである。このことから、本件開示請求に係る公文書を保有していないことを理由に非開示とした実施機関の判断は、妥当とせざるを得ない。

なお、当審査会において、富山県農林水産部農林水産企画課の職員に意見聴取を行っ

たところ、令和2年5月26日付けで誓約書を県税事務所に提出しており、当該誓約書については畜産研究所において保有しているとのことだった。本件開示請求に対して、当該誓約書を開示しなかったことは妥当ではなく、改めて開示すべきである。

(2) 公文書の特定について

本件開示請求の請求内容は、「畜産研究所が申請した軽油免税制度の申請に関わる一切の資料」であり、実施機関において本件開示請求の対象公文書を前記第2の2の(1)のAのとおり、畜産研究所が保有する資料と特定した。当該案件については、申請書の提出先が同じく富山県の機関である県税事務所であったことから、畜産研究所が保有する資料と限定して特定したことに疑義が生じたものであるが、開示請求書の記載と特定した内容とを照らし合わせると、実施機関が行った公文書の特定は、不相当とまでいうことはできない。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和3年7月21日	実施機関から諮問書を受理
令和3年12月3日 (第175回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事案の概要説明 ・ 審議
令和4年1月27日 (第176回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人からの意見陳述 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和4年2月17日 (第177回審査会)	審議
令和4年3月10日 (第179回審査会)	審議
令和4年3月11日	答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
岡 部 紀 子	富山県婦人会副会長	
奥 田 裕 之	北日本新聞社論説委員長	
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	